

## 地域再生計画

### 1 地域再生計画の名称

留学生誘致からはじまるグローバル人材育成と多文化共生のまち・京都創造計画

### 2 地域再生計画の作成主体の名称

京都市

### 3 地域再生計画の区域

京都市の全域

### 4 地域再生計画の目標

#### 4-1 地方創生の実現における構造的な課題

海外旅行雑誌等での高い評価を獲得したこともあり、この数年、外国人観光客は順調に推移（平成29年外国人観光客：745万人（日帰り客390万人、宿泊客 353万人））し、こうしたインバウンドの好況は、外国人観光客消費額が2,632億円（外国人消費額単価は日本人消費額単価の1.9倍）となるなど市内での消費の増加にも一定貢献している。今後、国内人口の減少が見込まれる中、海外との交流人口・関係人口を更に拡大していくことが不可欠である。

一方、本市の人口は、平成30年10月1日時点で146.9万人となっているものの、高齢化率は27.8%となり、今後、少子化等の影響（合計特殊出生率は平成30年：1.27）、さらには若年層等の働き手の市外転出（日本人の20～40歳代は約2530人の転出超過）の影響を考慮すると、企業や地域組織等での担い手が不足していくことが予想され、人口減少局面にある本市においては、留学生等の外国人の活躍が期待される場はより多くなっていくことが見込まれる。

先述の若年層等の働き手（20～40歳代）の社会動態について、外国人を含めた場合に、約350人の転入超過に転じていることから、外国人、とりわけ、20～24歳での転入がおおいことから、留学生を引き寄せる魅力は潜在的にある。

しかしながら、日本学生支援機構が実施した「平成27年度私費外国人留

学生生活実態調査」では、日本に留学するに当たって不安に感じていたこととして、「①希望する学習ができる環境かどうか（54.0%）」、「②人間関係の構築・コミュニケーション（51.5%）」が上位にあるほか、本市が平成29年度に実施した「京都留学生満足度調査」において、総体的に満足度が低いものとして、「③地域社会等の学外での交流（12.8%）」、「④就職支援（8.2%）」が把握されているように、留学先としての京都の魅力が十分に伝わっていない、また、留学生の不安を解消するツールを十分に提供できていない。

#### 4-2 地方創生として目指す将来像

##### 【概要】

本市の外国人観光客は年間743万人（平成29年、前年比82万人増）となり、好況を呈している。また、大学が集積する本市では、留学生数も増加し、約8,300人（平成29年度、※24年度から約3割増加）となるなど、昭和53年に市会の賛同を得て宣言した「世界文化自由都市」として、幅広く海外との交流・関係人口を拡大してきた大きな強みがある。

折りしも、改正入管法が成立し、今後、外国の方々との共生がより一層重要になってくることを踏まえ、インバウンド等の観光交流に留まらず、留学生誘致、その後の市内就労・定住、それに向けた多文化共生のまちづくりを促進することにより、本市の都市理念である「世界文化自由都市」としての魅力をもっと磨き上げ、外国の方々も地域コミュニティ、あるいは、京都企業の新たな活力・担い手として活躍することによって、京都全体が活性化とすることを目指す。

また、本市で学んだ留学生が、京都で活躍するだけでなく、京都での学びを活かし、母国・ふるさとのリーダー、企業等の海外事業のけん引役となるなど、京都とゆかりを持ったグローバルな人材として成長していくことにより、海外展開する京都企業の増大（2016年：620社）や京都での海外企業等の展開や海外から京都への投資促進など京都市の更なる国際的な成長力強化につなげる。

## 【数値目標】

	事業開始前 (現時点)	2019年度 増加分 (1年目)
京都市内の留学生数 (人/年)	8,317	2,000
市内就労につながった留学生数 (人/年)	510	20
市内就労を目指す留学生と企業のマッチング件数 (件/年)	127	20

2020年度 増加分 (2年目)	2021年度 増加分 (3年目)	KPI増加分の 累計
2,200	2,483	6,683
30	40	90
25	30	75

## 5 地域再生を図るために行う事業

### 5-1 全体の概要

5-2の③及び5-3のとおり。

### 5-2 第5章の特別の措置を適用して行う事業

地方創生推進交付金（内閣府）：【A3007】

#### ① 事業主体

2に同じ。

#### ② 事業の名称

留学生誘致からはじまるグローバル人材育成と多文化共生のまち・  
京都創造事業

#### ③ 事業の内容

本事業では、国際交流が盛んな「世界文化自由都市」としての強みを活かし、インバウンド振興による海外との交流人口・関係人口の構築を進め、MICE誘致を通じた学術都市としての京都の国際的な発信と大学の国際化、企業等の海外進出のサポートを展開し、グローバル人材が躍活躍する基盤を整える。加えて、海外との関係人口を本市

の定住人口につなげていくため、留学生誘致や京都企業への就労促進等の総合的な留学生支援策の提供と、地域等と連携した留学生や外国の方との交流機会の創出等を通じた多文化共生のまちづくりを進め、京都のまちの更なる国際化につなげていく。

- 海外との交流・関係人口拡大に向けた京都の魅力の発信
- 国際会議等の誘致促進やなど「大学のまち・京都の国際化」に向けた基盤構築
- 京都で学ぶ留学生の拡大に向けた受入環境整備などの総合的な留学生誘致の取組
- 留学生等の京都企業への就職支援等を通じた京都で働く外国人材の拡大
- 京都での安心・快適な生活を提供するための多文化共生のまちづくりの推進

#### ④ 事業が先導的であると認められる理由

##### 【自立性】

留学生スタディ京都ネットワークを中心に、留学生の誘致に向けた取組を展開することにより、自主財源の増加を図る。また、インバウンド対応や海外展開等を考えている企業等のニーズと、市内で働きたい留学生のニーズを結びつけることで、市内定着を促進し、事業者の収益増加等に伴う本事業への協賛につなげる。

また、留学生の定住や企業収益の拡大による行政の税収増等につなげるとともに、事業実施を踏まえた効率的な実施手法へと転換することにより、一般財源の捻出も行う。また、MICE誘致の推進などにより、市内宿泊を拡大させ、宿泊税による収入を確保する。

##### 【官民協働】

本事業は、留学生スタディ京都ネットワーク等を中心に、行政と各大学、経済界、国際交流組織との連携強化により、留学生等の誘致と市内定着を進める。

行政と各大学は海外へのPRを進め、国際交流組織等は行政サービス等の利用に係る通訳・相談体制を整える。また、経済界等を中心に、留学生等の市内就労を促進に向けた企業等への呼びかけや、大学・行政等と連携した就労支援を行う。企業等も、インバウンド対応やグローバル展開など、留学生の就労を生かした事業展開を進

める。

加えて、行政は地域団体等との連携により、留学生等が安心して生活できる地域コミュニティづくりを進め、更なる多文化共生のまちにつなげる。

#### 【政策間連携】

留学生スタディ京都ネットワークを核に、誘致から就労までの総合的な留学生対策に取り組むことで、京都の若年人口の維持・増加につなげ、域内での経済・消費活動の活性化につなげる。

また、留学生等と地域や企業との交流を深めることで、多文化共生の地域づくりや企業のグローバル展開につなげる。

#### 【地域間連携】

各大学のキャンパスイサテライト等がある自治体とも連携することにより。京都都市圏全体で、外国人材が活躍することを目指す。

また、観光も含めた海外との関係人口の構築・拡大に向け、京都市が強みを活かしたインバウンド誘致を進め、京都府は府下市町村等と連携し、その効果を府域に拡大する。

#### 【その他の先導性】

特になし

- ⑤ 事業の実施状況に関する客観的な指標（重要業績評価指標（KPI））  
4-2の【数値目標】に同じ。

#### ⑥ 評価の方法、時期及び体制

##### 【検証方法】

京都市事務事業評価委員により、交付金事業の一体的な効果検証を行う。

##### 【外部組織の参画者】

学識経験者や市民公募委員

##### 【検証結果の公表の方法】

ホームページ等で公表

⑦ 交付対象事業に要する経費

法第5条第4項第1号イに関する事業【A3007】

総事業費 311,000千円

⑧ 事業実施期間

地域再生計画認定の日から2022年3月31日まで

⑨ その他必要な事項

特になし

5-3 その他の事業

5-3-1 地域再生基本方針に基づく支援措置

該当なし

5-3-2 支援措置によらない独自の取組

○ 留学生受入環境整備事業

ア 事業概要

初めて来日する留学生の生活上の不安をできる限り取り除き、勉学に専念できる環境を整えるとともに、日本人学生や市民等との交流を育む契機とするため、来日直後の留学生に必要な行政手続きや生活ルール等に係る情報の提供やサポートを行なう。

また、京都で学ぶ留学生に対して、京都の文化への理解と愛着を深める機会を提供するとともに、留学生と日本人学生の交流を促進するため、本市主催イベント等への招待や文化施設等への入場優待などを実施する。

イ 事業実施主体

京都市

ウ 事業実施期間

平成30年4月1日～

## 6 計画期間

地域再生計画認定の日から2022年3月31日まで

## 7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

### 7-1 目標の達成状況にかかる評価の手法

5-2の⑥の【検証方法】及び【外部組織の参画者】に同じ。

### 7-2 目標の達成状況にかかる評価の時期及び評価を行う内容

4-2に掲げる目標について、7-1に掲げる評価の手法により行う。

### 7-3 目標の達成状況にかかる評価の公表の手法

5-2の⑥に掲げる【検証結果の公表の方法】に同じ。